

令和 7 年度第 1 回受託県営住宅入居者を次のとおり募集します。

1 募集期間 表紙内(1ページ)の「**募集期間**」のとおり。

2 募集する住宅の概要

家族世帯優先

種別	団地名	棟	号	階数	E V	構造	規格等	月額家賃(円) 【令和6年度家賃】			建設 年度
県営	倉田		204号	2		中層耐火3階建	3DK(6/6/4.5)	18,500	～	36,300	H4
県営	西品治	2棟	201号	2		中層耐火3階建	3DK(6/6/6)	22,800	～	44,700	H12

【注意】

- (1) **2DK** は単身者、**それ以外**は現に同居し又は同居しようとする親族がある者を優先して選考します。
- (2) 各団地の駐車場は、**原則1住戸につき1台**で市の許可及び使用料が必要です。
- (3) テレビをご覧になる場合に、個人負担でアンテナ設置又はケーブルテレビとの契約が必要な団地があります。
- (4) 建設年度が古い団地は、網戸・カーテンレール・給湯器が設置されていない場合があります。
- (5) 募集住戸は、募集に際し必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上応募ください。
- (6) 家賃や駐車場使用料のほかにも、電気、ガス、水道、下水道の使用料及び共同で使用するものなどの費用(共益費)、町内会費等の負担が必要となります。(団地によって異なります。)
- (7) 入居可能日以前に住戸内をご覧いただくことはできません。住宅によっては間取り図と室内写真がありますので、申込みの際にお問い合わせください。

3 入居資格

次の(1)から(4)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)若しくは病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者があること又は単身者(身体上又は精神上著しい**障がい**があるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。)であること。
- (2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。
一般世帯 …… 月額所得158,000円以下
裁量階層 …… 月額所得214,000円以下

裁量階層とは、次のアからカまでのいずれかに該当する方です。

ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満のもの

イ 障がいの程度が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であるもの

- (ア) 身体障がい者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)別表に掲げる障がいのある**者**で、その障がいの程度が身体障がい者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までであるもの
 - (イ) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 5 条に規定する精神障がい者(発達障がい者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障がい者を含む。)**で**、その障がいの程度が精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項の 1 級又は 2 級であるもの
 - (ウ) 知的障がい者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に規定する知的障がい**者**で、その障がいの程度が前号に相当するもの
 - (エ) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病**者**で、その障がいの程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの
- ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定

による厚生労働大臣の認定を受けている者
エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
カ 同居者に義務教育終了前の児童があるもの

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
(4) その者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、募集期間内(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条に規定する鳥取市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

5 選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、入居申込みした者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。

規格が2DK以下の住宅については単身者を優先して選考し、それ以外の住宅については同居者がある者を優先して選考する。

ただし、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の数を下回った場合は、随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

6 抽選方法

7、8ページの【抽選について】を参照ください。

7 入居可能日

令和7年8月1日(金)

8 申込みにあたっての注意事項

- (1) 複数団地の申込みを可能とするが、抽選において当選した場合は必ず入居すること。入居の意思がないにもかかわらず安易に複数団地を申込み、当選辞退するような事は厳に慎むこと。
(事前に、交通機関や学校区などの住環境を確認してから申込みください。)
(2) 原則として住宅入居後の団地の異動、住替え等はできないので申込団地は十分検討すること。
(3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
① 夫婦を分割した世帯で、申込締切日現在、戸籍上で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
② 内縁関係での申込みの場合は、公告日以前から次の要件をすべて満たすこと。
・同居している ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
③ 他に扶養すべき人がいる親族(税法上の扶養関係がない親族等)の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
④ 単に自立(独立)という理由や家庭内の問題(親子関係の不仲など)という理由での申込みはできません。
(4) 申込者及び同居しようとする者が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
(5) 公的な住宅(県営住宅、市町村営住宅など)に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。
(6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。(家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など)

10 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人(年間総収入が120万円程度あり、住宅入居後同居者とならない者)が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。

なお、次のいずれかに該当する入居申込者(入居名義人)のうち、本人の相当の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難と認められる時は、連帯保証人の連署を免除できる場合があります。

①65歳以上の方。

②配偶者からの暴力被害者で、その事実を公的書類で証明できる方。

③3入居資格(2)イの(ア)～(エ)」のいずれかに該当する方。

④鳥取県の指定する家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結した方。

⑤鳥取県の指定する家賃債務保証業者に家賃に関する保証委託契約の締結を申し込んだが否認された方。

(2) 鳥取市内に住民票がある方でも、入居決定後に「住民票謄本」と「所得課税証明書」の提出が必要です。

(3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁です。